

## 奥州市上下水道事業告示第17号

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年奥州市条例第281号)第5条及び奥州市公共下水道事業受益者分担金条例(平成18年奥州市条例第281号)第5条の規定により、令和3年度に下水道事業受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定める。

令和3年6月3日

奥州市長 小 沢 昌 記

### 1 賦課区域

#### 水沢地域

佐倉河字後樋、佐倉河字鑑田、真城字荒谷、真城字北野、真城字大学の一部

### 2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。